

○後志広域連合情報公開及び個人情報保護審査会の設置 に関する条例

平成19年5月31日
条例第14号

改正 平成28年3月3日条例第2号

(設置)

第1条 後志広域連合情報公開条例（平成19年後志広域連合条例第12号）第20条及び後志広域連合個人情報保護条例（平成19年後志広域連合条例第13号）第35条の規定に基づく諮問に応じて審査請求について調査審議するため、広域連合長の附属機関として、後志広域連合情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議を行うものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、広域連合長が任命する。

3 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査請求人等からの意見等の聴取等)

第5条 審査会は、その権限に属する事項の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者から意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

2 審査会は、審査請求人又はその関係者から申立てがあったときは、審査請求人又はその関係者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第6条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、事務局総務課において処理をする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第2号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。